



平成23年度浄化槽実務者研修会岐阜会場（2月16日、長良川国際会議場大会議室）

# 広報 ぎかんきょう

発行

岐阜県環境整備事業協同組合

岐阜市六条大溝 4-13-6

☎ 058-274-0567

FAX 058-275-2712

## 5日間、3会場で1,173名が受講

### 全国環整連や他県の行政担当者も参加

社団法人岐阜県浄化槽連合会・岐阜県・市町村が参加して開催され、岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会主催、岐阜県環境生活部廃棄物対策課協力の、平成23年度浄化槽実務者研修会が2月16～17日（長良川国際会議場4階大会議室）、2月21～22日（大垣市情報工房スィンクホール）、2月27日（飛騨・世界生活文化センター大会議室）で行われた。

研修会は、毎年浄化槽施工、保守点検、清掃、法定検査、浄化槽メーカー、され、実務者研修の進化が図られた。

今年行われている保守点検、清掃、法定検査各現場から3業種が一体となって良好な放流水を得るための力ギとなる業務連携の事例報告・質疑応答を中心にした内容で実施された。

### 保守点検、清掃、法定検査 3業種の業務連携による 水処理現場の事例報告を 中心に研修、質疑応答

下水道への浄化槽の強制接続義務を免除する下水道法10条改正が見えてきた中で、浄化槽の適正維持管理の万全な体制が問われている。

平成23年度浄化槽実務者研修会は、そうした浄化槽維持管理のありようへの対応という位置づけで開催された。

それは、これまで毎年積み重ねてきた研修会の成果を大成して、内容を進化させたものとして「保守点検、清掃、法定検査が一体となった技術の研鑽、修得」から「3業種が情報共有し、緊密な業務連携によって生活排水適正処理を行い、良好な放流水を確保する」ということを前面に立てたものである。

「3業種連携のための申し送り事項の活用について」事例報告

3業種連携のための申し送り事項の活用は、法定検査、保守点検、清掃の各業務実施後に、どのようにそれを申し送ったか、そしてその申し送りを現場で確認して実作業にどのように生かしたか、というものが、浄化槽の適正維持管理に不可



の改善の指導書を1つの事例報告として①透視度10度未満のものをどうして改善していったかという改善事例紹介②透視度30度達成を目指して改善したが、うまくいかなかった事例紹介が行われ、浄化槽の改善・改良についてのメーカーの見解や意見が述べられ、これに対して、研修会に参加した参加者から質問等がなされ、質疑応答が行われた。

玉川社岐阜県浄化槽連合会会長が総括を行って研修を締めくくると、

研修会では、初めに玉川福和社団法人岐阜県浄化槽連合会会長のメッセージ「水処理業者」（注・本紙3ページ参照）の紹介が行われた後、県が挨拶。続いて玉川会長の講演、北海道大学大学院公共政策学研究所センター遠藤誠作氏の講演「浄化槽関係者の責務」が行われた。

遠藤氏は「処理現場の皆さんが連携して初めて万全な処理システムが成り立つ。それを崩してはいけません。全国にその手本を示すようなことやってほしい」と求めた。またその後県による「浄化槽の適正な維持管理について」、「平成24年度岐阜県浄化槽設置整備事業費補助金の概要」、「浄化槽にかかる技術上の基準について」の説明が行われた。

また研修会終了後、玉川会長の研修を終えるための総括が行われ、一日の研修スケジュールを終えた。

事例報告及び浄化槽の改善・改良について意見や質疑応答

事例報告では、法定検査結果を法定検査員が保守点検業者にどういった連絡を行ったのか、保守点検業者は、その連絡事項に対してどのように措置し、保守点検時にどのような対応をし、その結果、次回清掃時への申し送りをどのように行ったのか。清掃業者は、保守点検の申し送りとともに、作業前の水質測定の結果、どういった清掃作業を実施し、その作業内容をどのように申し送ったかを、2つの事例をもとに報告が行われた。また、続いて、法定検査

## 平成23年度 浄化槽実務者研修会を開催

# 万全な浄化槽維持管理体制の確立へ研修会前進

一面掲載のように、平成23年度浄化槽実務者研修会は、これまで毎年積み重ねてきた研修会の成果を踏まえて「浄化槽が所期の性能を安定して発揮し、良好な放流水を確保する」ために、3業種が緊密に連携し、情報を共有して業務を行い、維持管理の万全な体制を確立することを中心的テーマとして行われた。研修会での業界各団体からの報告・説明と質疑応答は、これまでの研修会を更に前進させたものとなった。

## 各団体からの報告・説明

### 生涯機能保証制度

●岐阜県浄化槽連合会生涯機能保証制度判定委員会からの報告

生涯機能保証制度は平成20年9月よりスタートし、20年9月より一括契約されている20人槽以下の合併処理浄化槽の漏水、仕切り板の破損、担体・ろ材の浮上・脱落等、機能異常の申請があった場合、原因を遡及調査し、原因は何か、原因者は誰かを委員会として判定する。設置者に費用の負担を求めず、原因者が明らか場合は原因者に、原因者が特定できない場合や、倒産等の場合は、連合会の基金(保守点検・清掃・法定検査・施工の団体より出資)から支払う制度である。

事例報告では、槽の漏水の発生箇所は、槽の下半分の特にコーナーの部分の破

損が多い。この部分の強度に問題があるのではないかと。槽の素材については、FRPとジシクロを比べる。ジシクロの方が圧倒的に漏水の発生が少なく優位であるとされた。

また、機能異常の修理現場にて、槽壁の外側は空間があると推測できる。これは、浄化槽工事の埋め戻しの方法に問題があるということを示している。

一方、槽の仕切り板の破損については、槽本体と仕切り板の接合方法によって、発生数に違いがあることが分かった。接合方法①本体からリブが出ており仕切り板を挟むように接合②本体からリブが出ていないが長短がある。リブで仕切り

の接合方法に破損が多い。この実態を浄化槽メーカーも是非製造時の参考にしてほしいと提言。

槽内のろ材については、ろ材に補足限界以上の汚泥が付着し、ろ材受けが破損し、ろ材が脱落する事故が発生している。ろ材については、ろ材受けの強度が弱いこと、ろ材に付いた汚泥量が想定を超えていることが原因。ろ材の浮上についても同様であり、ガスによる浮力に押さえが負けてしまっているのではと提言された。

担体の流出については、槽への圧力によって、仕切り板が変形し、僅かな隙間から流出していたり、担体の摩耗については、小さく変形し押さえである網の間か

ら、流出している。また、放流先の水位上昇により槽内水位が上がり、担体が槽内の別の室に移動したり、槽外へ流出している。これら全ては、メーカーの設計に問題があると言わざるを得ない、と報告された。

質疑では、破損の原因となった仕切り板の形状と現在販売中の浄化槽の仕切り板端部の形状について、また、ろ材の受けの形状についてメーカーに対する質問がなされた。

他県からは、岐阜県は生涯機能保証制度でメーカーのフォローがあるが、他県の場合はメーカーはどのような対応を考えているかと質問があり、メーカーからは、メーカー責任である場合はメーカーとしてきちっと対応をします。それ以外の場合は、個別に対応をしますと回答があった。

## 業界・メーカー・他県からの参加者も交えて浄化槽維持管理のありようを熱く議論

た、接着剤は以前は固い工ボキシ系であったが、最近ではウレタン系を使い、ある程度の変形に追従していくものに変わっていると回答があった。

ろ材の脱落については、現状でもろ材の架台については設置していないが、架台自体の強度を高めて対応しているとの回答があった。

他県からは、岐阜県は生涯機能保証制度でメーカーのフォローがあるが、他県の場合はメーカーはどのような対応を考えているかと質問があり、メーカーからは、メーカー責任である場合はメーカーとしてきちっと対応をします。それ以外の場合は、個別に対応をしますと回答があった。

工事の注意点については、放流先側溝からの逆流が発生すると、消毒剤が早期に切れたり、塩素消毒した水が生物処理槽に影響を及ぼすなどの事故が発生する。このため、工事時の放流先の水位の年間の高さを確認し、放流先水位上昇時でも逆流が発生しないような対策が必要である。もし、放流への勾配が取れない場合、農業用水等稲作時の水位上昇による逆流等の場合は、放流ポンプの取付を要する、と報告された。

ブロワ(送風機)は、気温の高い夏場に故障率が高くなる。このため、設置場所については、日陰で風通しがよい場所、湿気が少なく粉塵が少ない場所、大雨が降っても冠水しない場所、ブロワの周囲に積雪しない場所等の配慮が必要である、と報告された。

岐阜県浄化槽の設置等に関する指導要綱(平成22年10月1日改正)により、新設浄化槽に対する、ブロワ停止警報器の設置が義務づけられた。各ブロワ停止警報器の取付時の注意として、フジクリン工業(株)製では、設置位置が低すぎる場合は、設置位置が45度の範囲に係る場合の擁壁設置についての基準については質問があった。擁壁については構造計算を行った上で擁壁の工事を行うと回答があった。さらに、流入管途中の空気抜きについては、トラップの中の水を引かないために、設置が必要であり、場合によっては宅内配管に設置が必要となる。このような場合は浄化槽工事と切り離されるが、連合会として情報を収集し県の担当課に申し入れをするので連合会事務局まで報告することとした。

## 浄化槽工事について

●岐阜県管設備工業協同組合からの報告

浄化槽工事については、県3課長通知(平成21年11月24日付け)により、浄化槽の基礎に係る工事の写真を撮影し、施工に写真を渡すことが義務づけられた。万一、法定検査(7条)で写真の確認が出来ない場合は、当該事業者をららくら協同組合で事情聴取し、違反を県庁所管課へ通報している。又、悪質な場合は、県で事情聴取を行う、と報告された。

写真の確認が出来ない場合は、当該事業者をららくら協同組合で事情聴取し、違反を県庁所管課へ通報している。又、悪質な場合は、県で事情聴取を行う、と報告された。

平成24年3月27日

(社)岐阜県建築士会会長  
(社)岐阜県建築士事務所協会会長  
(社)岐阜県建築工業会会長  
(一社)岐阜電業協会会長  
岐阜県電気工事業工業組合理事長

岐阜県都市建築部建築指導課長

浄化槽ブロワ停止警報器の設置に係る  
屋外コンセントの取付位置について

日頃から県の建築指導行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

県では、岐阜県浄化槽の設置に関する指導要綱に基づき、平成22年10月1日から送風機(ブロワ)が停止した場合に警報を発する機能を備えた浄化槽を設置するよう指導しています。

浄化槽ブロワ停止警報器は屋外コンセントに接続するものですが、警報器によっては、コンセントの取り付け高さが低い場合に雨水による漏電等が危惧される場合がありますので、屋外コンセントの取り付け高さに関して十分打ち合わせを行う等留意することについて、貴会会員への周知をお願いいたします。

◆屋外コンセントの設置位置が低すぎる事例



水処理業者

社団法人岐阜県浄化槽連合会  
会長 玉川 福和

昨年12月1日、参議院環境委員会において下水道法改正が議論された。とりわけ南蒲生浄化センターは、仙台市民70万人、全体の7割を行っていた下水処理場が、操業が不能状態になり、3月18日より下水を沈殿処理してその上澄み水を消毒し、水質はBODで100mg/lを放流している。復旧の完了は平成28年3月までかかると国交省が答弁した。

下水を集合処理することによる二次的ダメージは、過去の震災で十分検証済みであったはずであるが、復興については同じ災害で同じ被害が出ることはないよう災害に強い街づくりを願うばかりである。できる限りのリスク分散をすることが生活排水（下水）処理に求められる。

一方、浄化槽の維持管理についてはいい加減であるとの国交省の指摘を検証する必要がある。保守点検については作業時間、年間の点検回数。

清掃業務においては、清掃業者が清掃に先立って行う点検を一時的、単発的に見て清掃行為を行っている現状が見られる。清掃は環境省が示す技術上の基準に則して経時的に管理する必要がある。

法定検査においても全国的に検査判定における基準が不明確な点と同様にある。これらを改め、三業種が統一システムの電子化を実行し、行政が適正業務をパソコン画面で確認することで、下水道への繋ぎから初めて卒業し、浄化槽の一元的「水処理業」と言い切れるようになる。

下水道法10条改正は、社会的にも認知され、補助金により設置された浄化槽が、後から工夫することなく計画された下水道に、接続を強要される現行制度を改めるものである。

地方財政においては、平成12年から21年までの10年間で、地方債残高の増加は13兆円であり、うち12兆円が下水道の料金不足を補填したものであった。

法律的にも問題を抱え、無駄を省かねばならない政権が、「象徴的ダム建設と比較しても遙かに巨大と言える下水道事業とどう向き合うか」が岐路となる。

3業種連携のための申し送り事項の活用について

- 岐阜県浄化槽保守点検業協同組合
- 岐阜県環境整備事業協同組合
- (財)岐阜県環境管理技術センター

意識的的確な判断のもと、適正に作業を行わなければ良好な水質は得られない。こうした作業を行うことにより、浄化槽に対する信頼が得られ、下水道に替わる施設として国民に認知される。と目的の説明があった。



緊密な業務連携による維持管理を議論(大垣会場)

意味合いは何かとの問いには、一般的に、好気の生物相が変化するのが2週間程度と言われており、夏場、冬場ではそれぞれ短くなったり長くなったりすると回答があった。さらに、検査機関からは、改善事例集を作成し、維持管理に役立つようにしたいとの発言があった。

この中でコンビ二エンススボタからは、負荷が高いところを全て同じパターンで対応したため、間違いも発生した。現場に合わせた対応策が必要と報告された。会場からは(株)クボタに、一般的な家庭の排水であっても、少し油脂が多いだけで性能が出ないのが性能評価型浄化槽の弱点ではないか。とくに、新しく出てきた、モアコンパクト浄化槽は、5人槽で容量が1.4

1m<sup>3</sup>であり、単独浄化槽の7人槽と同程度の容量であり、いろいろな仕組みを多く用いているため、構造が複雑になっている。空気バランズが崩れただけでも水質がすぐ悪化する。一次処理第一室で、沈殿分離機能とばつ気機能の両方を持つているので、知識がないと不安があると報告された。浄化槽メーカーからは、

未達成の原因は、流入水に油脂が多く含まれ、負荷が高いため、空気逃がしの調整不良により期待した汚泥の生成がなく間欠定量ポンプの設置効果がなかったためと判断した。対応策としては、空気逃がしの再調整を行うことにより、沈降性の良い堆積汚泥を作ることで、一次処理へ汚泥を移送することを旨とした。

法定検査、保守点検、清掃の3業務の連携のための申し送り事項の活用について、各業務実施後どのように申し送りするのかをポイントとし、その申し送りを現場で確認し、実作業に

のようになかしたかを、法定検査状況連絡書、保守点検記録票、清掃記録票をともに、申し送った意図を含め、3業種から報告した。はじめに、3業種のそれぞれが処理水質状態を常に

る床接触ばつ気方式の空気逃がしの調整事例、②嫌気床接触ばつ気方式の嫌気床槽の強制攪拌事例の申し送りの報告を行った。ここで、清掃記録票の結果の判定の欄に「改善をしま

会場からの質問では、維持管理面で生物相にシヨックを与えるのが2週間程度と報告されたが、2週間の

一方、記録票の申し送りの表現について会場から質問があり、清掃から保守点検への申し送りの内容が、「しました」なのか、「して」なのか、

調査では、11件実施し、6件は透視度30度が達成できしたが、5件が未達成であり、その中の1件が報告された。

また、会場からの質問では、他県では法定検査機関から具体的な改善指導が行われていない場合が多いので、この岐阜の方式を紹介していきたいとの意見があった。更に次の報告では、放流水透視度30度が達成できない浄化槽に対する浄化槽メーカー(株)クボタの協力による改造調査事例が報告された。改造内容は、①二次

清掃記録票の見直しについて

- ① 前回清掃時の測定数値の表示
- ② 文字の拡大
- ③ 判定の追加
- ④ 申し送り事項の追加を検討中。

空気配分するために、オリフィスを多く使用しているため、バランスが崩れると水質が悪化する。特に、汚泥貯留部のばつ気が止まると一年間の汚泥を貯留することが出来ないため、維持管理要領書を参考に正しい管理をお願いしたい。メーカーとしても、作った浄化槽については責任を持ちます、との回答がなされた。

やったふりはしていたけれど、大きな動向があった

今日は、メーカー、そして施工、保守点検、清掃、法定検査の5つの業種と、さらに行政の方も出席していただいています。

私たちは今、水質管理を指す業界として、少し生まれ変わると思っています。

それはどういうことかという、私たちは今まで長い間、3業種を一体化して契約をし、集金もしくなくいいという、らくらくプロジェクト」制度で仕事をやってきました。平成元年に、現場に集中できる体制としてこの制度を立ち上げ、県下の契約率は95%以上となり、私は長い間、これで完璧だと思っていました。

しかし完璧なのは、商売として成立させるには完璧だけれども、仕事の身を眺めてみると、どうもそうではなかった。やったふりはしていたけれど、どうも大きな動向があったというのに気が付いたのは今から5年ほど前です。

役所が反対する法律を変えようというのは、下水道法が初めて

私たちは、下水道で合併浄化槽がどんどん消えていくことはおかしい、法律を変えようということで、全国組織として法改正を目指して今日までやってきました。そして、今衆議院の法制局で下水道法改正の案がつくられており、民主党生活排水連でも総意として下水道を改正しようということになっています。民主

党が、役所が反対する法律を変えようというのは、この下水道法が初めてです。

5年前は(民主党は)野党でありましたから、「下水道区域内にある合併浄化槽は強制接続から免除する」という大胆な法案を簡単に提出しましたが、その後、国会が紛糾して廃案になりました。国交省が総務省を使って運動をして、浄化槽が下水道に取ってかわるなんていうことはとんでもないということ、われわれはそれに反対しました。反対の内容は、自分たちのところを見ずに、下水道の悪いところを指摘するものでした。

それは大阪の自治労の人でありましたが、たしかに大阪の業者を眺めて見ても、また全国の業界を見ても、そして私が岐阜県の浄化槽の維持管理の内容を見て、これでもいいとは思えない内容に気が付きました。

〈研修会を終えて〉玉川(社)岐阜県浄化槽連合会会長の総括

業界は、水質管理を目指す “水再生業者” として生まれ変わらなければならない

浄化槽の維持管理の内容を見て、これでいいとは思えないという内容に気が付いた

下水道の悪いところを指摘するのは簡単であり、1つは金がかかりすぎる、そして下水管はもろくて施工と同時に漏水するということがあり、相手は何も言えなくなり、ただ先日、合併浄化槽の維持管理について自分たちは良くないと思っているという意見が労働組合から出ました。

「実は5年前反対運動をしたのは自分たちであり、自治労として、自分たちは下水道も尿の汲み取りもやっているが、合併浄化槽の維持管理は本当に良くない」という意見でした。こ

れは大阪の自治労の人でありましたが、たしかに大阪の業者を眺めて見ても、また全国の業界を見ても、そして私が岐阜県の浄化槽の維持管理の内容を見て、これでもいいとは思えない内容に気が付きました。

3業種が電子化によって維持管理を一体化するところまで行き着かないと下水道法は改正されない

そこで、じゃあどうするかということ、3業種がどうしたら一体化できるかということを考えてみると、電子化によって3業種がキヤッチボールしながら、先ほどの報告で出てき

た事例を出して、このときには水は良い、このときには水が悪い、どうしたらよくなるのかという事例集をつくってマニュアル化する。ここに尽きると思いますが、したがって、皆さんに同一のパソコンソフトを持っていただいて、そしてセンターをつくってそこで集約するというのをしなさい、水処理というのはできないんです。そして、さらに自治体は、それをパソコン画面で確認するというところまでつくり上げる必要がある気がついたのが大体3年前です。今まで時間はちよつとかりましたけれども、やっと水処理の先が見えたなと思う。こういう体系を組み立てているのは、日本で今岐阜県が先

進的に始めましたけれども、初めての試みです。下水道は1カ所で集約された水を管理する。さほど難しいことはない。集約してきた水を1カ所で管理する。しかし、浄化槽の場合、それぞれの家庭に、1軒ずついたものをばらばらの業者がそれぞれ行う。しかし、やっていることはばらばらであってはいけない。しかし現実には、それぞれが思い違いをしたり、いろんな水を出す。そうであってはいけない。一体的に維持管理をするということに、行き着かないと下水道法は改正されません。下水道法の改正の主な内

要はない。いいと言っている合併浄化槽を100基見たい。そして、悪いところがあったら、虚偽の申請だといってオミットしたらい。ですから私たちは6万基もあるからわからない、そんなふうには仕事をするのでなくて、自分たちは水処理の技術者なんだという意識でやってもいい。私も思う。

メーカーも、きょういろんな意見を聞いてみると、さすがメーカーだと思。なぜかという真面目だし、そして責任体制も明らかだし、改造もする。過去に悪い浄化槽を発生させてしまったという責任はある

にせよ、それは絶対直しますという気概も感じられる。メーカーがそんな思いでやっているということ、私たちは知る必要がある。そんな浄化槽はどんな施工をするかということ、不十分な施工で、設置者は漏水なんかすると10万円以上かかる。そんなとき、機能保証制度で全部保証するという体制に責任をもつというところへ行き着かないといけないと思う。そして肝心なのはいい水を

出すかどうかということ、あと1年間たつと、(水質がよくなかった)60基が恐らく20基に減ると思う。ただ、その後の問題は、モアコンパクトの問題(悪いところ)を解消できるかどうかということ。モアコン

パクトの最大の欠点は、単独浄化槽の容量に合わせたということ、ちよつと無理がある。したがって、5人槽に5人住んだときには、恐らく容量不足に陥るだろうということ。自治体の市町村設置型からは、モアコンパクトは対象から外れている。市町村設置型の地域には、自治体はあれを設置しないといつて決めたところも随分ある。そのくらいリスクのあるところへメーカーは踏み込んだ。なぜ踏み込んでしまったかという、今まで責任をとったことがなかったんです。過去、全ばつ気なんてものをつくってしまったんだけど、あれも何となく責任の所在がわからずにするとき、大量に売れたんだけど、責任を一つもとったことがない。

日本はこれ以上、下水道を進める体力がない

水処理というのは、責任をとらなくてもいい状態というの、やがて下水道でつながれて消えていくんだということが大前提にあった。したがって、私たちも戦後間もなく清掃業の許可をもらって、そして尿くみ取りを始めた。し尿くみ取りが浄化槽に変わった。浄化槽に変わって下水道に変わっていくはずだったんだけど、時間と金がかかり過ぎるから、合併浄化槽を日本人が考えて発明した。その合併浄化槽ですら下水道に消えていく運命だったんだけど、もう限界が来た。日本はこれ以上、下水道を進める体力がない。

今、日本で一番の病の

とは何かという、2つあると思う。年金制度と下水道。下水道のこの部分だけは説明をする必要があると思う。いつも説明することでありすが、簡潔に説明をいたします。

手元の資料の2ページと3ページのところ。ここだけは必ず覚えておく必要があります。

3ページの左側な地方債残高があります。これが214兆円であったものが227兆円、10年間で13兆円増加しました。一般会計と特別会計があり、自治体の一般会計は154兆円が172兆円、下の欄に18兆円増えましたとある。そして、特別会計、これが4兆9、000億減少しました、良好になったとい、そして、さらに、うち下水道債だけ見ると、161億円黒字だったと言っている。下水道債は黒字というか減らしたと言っている。ところが、その上側を見ると、料金不足が10年間で12兆円あるという指摘がある。どこへここは行ったの、と、一般会計へほうり込まれている。つまり、本当は特別会計と下水道会計は12兆円ふやさないといけない。そして、地方債残高は13兆円増加をしたが、12兆円が下水道債だった。つまり、自治体の赤字は下水道だけが問題だとも言えます。

下水道法改正の適用を受ける浄化槽は水質がよいということを明確に示す必要がある

ここから抜け出すことはなかなか難しい。料金を何倍にするか、3倍にするか、3倍になっています。3倍にできるか、3倍に踏み切ることはできないと思います。消費税を5%上げると、ただでこれだけ紛糾しているのに、下水道料金を3倍にするといつたら、恐らく下水道をやめることはできるのかということ、大混乱に陥ると思う。けれども、これからはブレーキをかけてやらないといけない。それが下水道法改正の一番の眼目です。つまり、強制接続をやめるといった時点で、下水道は今まで全面的にゼンリンの地図の上で設計ができたものをできなくする。そして、計算をみると、ほとんど効率が悪くなる。したがって、もうできない。したがって、私たちは今結果を出さないといけない。下水道法改正の適用を受ける浄化槽は水質がいいということを明確に示す必要がある。私たちは今やること、していることは、間もなくその先が見えるようになりますから、見えたときに初めて言い切れる。

私たちはこれからは明確に水処理を目指す必要がある。やがて、「あなた方の仕事は何なの」と尋ねられたときに、水処理ですよ、水再生業者なんです、例えば、全国どこにでも通用するということになるはず。皆さんと私たちが同じ方向を向いていけば、必ず家の奥さんも、子供も、満足するという世界を私はつくろうと思つていますから、共にそういう世界をつくって前進したいと考えております。以上、私のまとめとします。